

令和2年9月

美里町教育委員会定例会議事録

令和2年9月教育委員会定例会議

日 時 令和2年9月28日（月曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	成 澤 明 子
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎
教育総務課課長補佐兼総務係長 兼郷土資料館長	藤 崎 浩 司
学校教育専門指導員	阿 部 毅
青少年教育相談員	門 脇 宏
特別支援教育専門員	伊 藤 淳
教育総務課主事	青 山 裕 也
課長補佐兼南郷学校給食 センター長兼学校給食係長	三 浦 徳 夫

傍聴者 なし

議事日程

- ・ 令和2年8月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

- 第 3 報告第 19 号 令和 2 年度美里町議会 9 月会議について
- 第 4 報告第 20 号 美里町総合計画再審議会について
- 第 5 報告第 21 号 区域外就学について
- 第 6 報告第 22 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（8 月分）について
- 第 7 報告第 23 号 基礎学力向上等について
- ・ 協議事項
- 第 8 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について
- 第 9 美里町学校給食運営審議会への諮問について
- 第 10 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について
- 第 11 美里町立幼稚園園則の全部改正について
- 第 12 美里町教育委員会における請願の取扱いに関する規則の制定について
- 第 13 団体からの質問について
- ・ その他
- 美里町心身障害児就学指導審議会委員の役職変更について
 - 行事予定等について
 - 令和 2 年 10 月教育委員会定例会の開催日について
-

本日の会議に付した事件

- ・ 令和2年8月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第19号 令和2年度美里町議会9月会議について

第 4 報告第20号 美里町総合計画再審議会について

第 7 報告第23号 基礎学力向上等について

- ・ 協議事項

第 8 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について

第 9 美里町学校給食運営審議会への諮問について

第10 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

第11 美里町立幼稚園園則の全部改正について

第12 美里町教育委員会における請願の取扱いに関する規則の制定について

第13 団体からの質問について

- ・ その他

美里町心身障害児就学指導審議会委員の役職変更について

行事予定等について

令和2年10月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 5 報告第21号 区域外就学について【秘密会】

第 6 報告第22号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（8月分）について【秘密会】

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。

もう9月も終わろうとしております。今日は、令和2年9月の教育委員会定例会でございますが、先週、先々週あたりまで夜も大分暑くて寝られない気温だったと思うんですが、もう今は長袖がちょうどいいくらいになってきたと。さらに、10月1日からはクールビズが9月で終了して、とうとう10月初日からネクタイを締めて行かなきゃないという時期になってきたところでございます。どうぞ、この気温の変化、体に不調が出ないようにご自愛いただきたいと思っております。

土曜日には、3つの幼稚園の運動会がありました。前の日は、台風、そして雨ということで、運動会ができるのかどうかちょっと危ぶまれたわけでございますが、保護者の皆様方のお力で3園とも運動会ができたというところでございます。お父さんやお母さん、皆さんが喜んだんではないのかと遠くから眺めておったんですけども、そういうふうに感じました。

また、遠田郡の中学校の新人大会が土曜日にありまして、滞りなく行われたようでございます。

そのようなことで、現在もまだコロナの影響があるわけでございますが、皆さんご承知のように昨日の新聞では大崎市内で罹患者が発生したということがございます。まだまだ予断の許されない状況ではございますけれども、どうぞご注意くださいと思っております。

それから、もうそういう時期なのかという部分では、教育職員の人事異動の方針が出されまして調整が本格的に入ってくる、さらに次年度の事業計画はどういうふうにしていくかということが、もうその時期に入ってまいりました。少し馬力をかけて調整作業をしてまいりたいと思っております。来年の1月頃までは、そういうような繰返しになるのかなと思ってございます。その都度、委員の皆様方にご相談を申し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って今日の会議を進めさせていただきます。

ただいまから令和2年9月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含め5名でありますので委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして教育次長、教育総務課課長補佐、青山主事、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員に出席をしていただいております。

では、会議を行います。

まず、令和2年8月教育委員会定例会会議録の承認についてでございます。では、事務局か

ら説明をお願いします。

- 教育総務課主事（青山裕也） では、令和2年8月教育委員会定例会議事録の承認につきまして、ご説明さしあげます。

既に、委員の皆様には8月定例会議事録という形で、素案をお送りさしあげているところがございます。本日段階で修正依頼いただいたものにつきましては、改め修正をさせていただきたく存じますので、その点をご配慮の上、承認いただけると幸いです。

以上でございます。

- 教育長（大友義孝） ただいまの説明のとおりでございますが、委員の皆様ご承認いただけますでしょうか。

- 各委員 「はい」の声あり

- 教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、令和2年8月教育委員会定例会議事録につきましては、以上のようなことで承認いただくということになります。よろしくお願いいたします。

日程 第1 議事録署名委員の指名

- 教育長（大友義孝） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定により教育長が指名いたします。3番留守委員、お願いいたします。4番大森委員、お願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

- 教育長（大友義孝） 続いて、報告事項に入ります。

日程第2教育長報告でございます。

別資料がございます。大きくは、8点あるわけでございますが、説明をしまいたいと思います。

1つ目は、美里町議会9月会議が終了いたしました。後ほど、教育次長から説明をさせてい

ただきたいと思います。

2つ目、校長、教頭及び主幹教諭候補者選考がもう始まってございます。日程は以上のとおりでございます。

3つ目、北部教育事務所管内教育長連絡会が9月24日にごございました。これは告示まで間に合いませんでしたので資料はつけておりませんが、ほとんど教職員の人事異動に関わるものという内容でございましたので、本日も追加資料の配付はさせていただいておりません。

次に(4)としまして、町内校長会の連絡事項は、次のページから示させていただいております。このようなことで、校長会の校長先生方には連絡をさせていただいております。やはり、8月、9月になってきますと、教職員の人事に関するものが大きくなっていく、ウエイトが多くなっていくのですが、まだ日程が決まっていないところが黒丸でしているところもありましたけれども、教育長連絡会のほうで日程も示されてございますので、ほとんどの提出が10月末まで、全部提出をいただくという内容になってございます。それから、今後の行事予定については、校長先生方の連絡事項の2ページにつけてあるとおりでございます。

それから、5、6、この2つですね、新型コロナウイルス感染症対策と令和3年度の町県民税の申告相談会場につきましては、9月15日に行政区長会議がありました。その際使用した資料でございます。既に、委員の皆様方はお目通しをいただいているかと思っております。学校関係の今後の行事の予定、それから感染性の緊急支援対策の状況、さらにこれからの地方創生臨時交付金を拡充した部分についての資料、それから町県民税の申告会場ですね、これが大きく今まで2か所で行っていましたが、来年からは、来年の実施は2月からですかね、駅東交流センターの1か所で申告を行ってまいりますというような状況でございます。

次に、7番目としまして、学校給食への環境保全米の提供ということで、別紙にパンフレットみたいな資料を添付させていただきました。これは、今、学校給食で食べているお米なんですけれども、こちらを環境保全米に替えていきますということでございます。切替時期が毎年度11月あたりから切替になるんですけれども、環境保全米、つまり農薬とか肥料とかそういったものを制限されたお米を使って、子供たちにこれから提供していきますと、そういう内容のものでございます。そこで、農協間でどれくらい使われているかというのを参考資料などで添付されているんですが、環境保全米を提供しますといってもその学校に1年間通して提供できない農協もあるわけです。要するに、作付がされていないということです。ただし、美里町立小中学校に関しましては、全量、1年間環境保全米を提供できるという内容になってございます。沿岸部とか、そういったところがまだ環境保全米の作付量が少ないということもござい

まして、残念ながら1年間供給できないという内容のようなことをごさいます。甚だしいのは1回提供して終わりというところも中にはあるようでございました。この環境保全米というのは、具体的に言いますと、このパンフレットにもあるんですけども、後ろのほうの裏面の左側の中段に、環境保全米の種類というのがあります。環境保全米、有機JAS、それから特別栽培米、それから慣行栽培と、こういうふうにあるんですけども、実は環境保全米の種類というのが4種類あるんです。有機JASの部分が1つの種類、それから特別栽培米で3つに分かれるんですね。これ、何が違うかっていうと肥料の使える物、品種ですね、それから農薬の使用量、これらで全く変わってくるんです。同じ環境保全米でもですね。その中間を使うということがJAのほうで統一されているものでございます。虫も食べる米ですから、おいしい米を提供していくということでございます。これが、7ページ目でございます。

もう一つ、8番目で、児童館運営事業と放課後児童クラブ運営事業につきまして、前回の教育委員会定例会で大ざっぱな説明しかできなかったわけでございますが、この放課後児童クラブと児童館の運営という、大きく2つに分かれているんです。児童館の運営というのは、18歳未満の人たちが使用できる児童館事業であるということ。それから、放課後児童クラブにつきましては、本町は小学校1年生から小学校3年生までを放課後児童クラブとして受け入れをしているところでございます。その中で、放課後児童クラブに入りたいというお子さんが増えているということ、それから児童館が老朽化してきているということ、そういった部分を掛け合わせ、さらにファミリーサポート推進事業、運営事業というものがあって、こういったものも取り組んでいかなければならないのではないかと。さらに、直営で運営、または委託で運営という大きな選択肢があるわけでございます。そういった中で、庁議をこれまで2回開催をいたしました。それで、基本的な考え方としまして、児童クラブの受け入れを拡大しようということです。今、小学校3年生までで限定しておりますけれども、それを拡大していこうということがまず1点です。2つ目は、老朽化している児童館を改修なり新設なりしていかななくてはならないのではないかとということです。さらに、この運営の在り方という部分も検討が必要となってきたということをごさいます。ここに案を立てているわけでございますが、現在、小牛田地域の牛飼放課後児童クラブには、小牛田小学校学区と中塚小学校の学区の人たちが児童クラブに来ているんですね。それをもっと効率よく、小牛田小学校の施設は使えないのか、中塚小学校の施設は使えないのかということで、ちょっとプランニングをしているということです。それから、北浦小学校については、校舎の一部を今お借りして児童クラブの運営をしていますから、ここは現状で定員を増やす必要があると。下の段になりますと、不動堂地域であり

ますが、現在、不動堂児童館と青生コミュニティセンターに児童クラブを置いておりますけれども、この不動堂児童館が大分老朽化してきているということがあって、青生児童館と統合して新しく建てることは考えられないかということです。そして、ここもですけれども、定員を拡大する。それから、南郷地域に関しましては、南郷児童館があるわけですが、こちらも老朽化が激しくて、もう建て替えの時期に来ているということで、これも新設する必要があるのではないかという検討でございます。そこで、迫ってくるのは財源とかいろいろな部分が必要になってくるんですけれども、国で示している有利な子ども・子育てに関する部分については、2023年度までがかなり有利な補助制度なんです。2024年からは元に戻ってしまって、実際の例で言いますと、今造るのであれば8,500万円くらいの手出しで済むんだけれども、2024年以降にそれをやると2億5,000万円くらいかかってしまう、そういうふうなものとかですね。いろいろ条件が変わるところが2023年と2024年になっているので、そこを本腰を入れて今やっているということでございます。そういった中で、このように全部で4つの地区があるわけでございますけれども、考え方の整理として、小学校を使う部分、それから新設する部分、それらを全体的に検討しながら進めていく必要があると。教育委員会としては、小学校施設を使うということになるとやはり学校協議も当然必要でありますし、委員の皆様方のご意見も頂戴していく機会も必要であるなということで、前回の資料だけをお示しさせていただいたと。そして、今のところの進捗状況を今日お話しさせていただいた内容ということになってございます。

最後に、教育長の主な行事、会議について、9月に行ってきた部分を一番後ろに添付してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上が、教育長報告ということになります。

委員の皆様方から、ご質問、ご意見いただきたいと思っておりますが、何かございませんでしょうか。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 今、最後にありました放課後児童クラブと児童館の事業運営方針ですね、これについては、いつか教育委員会で協議する予定は考えておられますか。

○教育長（大友義孝） 教育委員会としましては、児童クラブそのもの、児童館そのものについての運営については、教育委員会と切り離して町長部局でやっていただいているものという内容でございますが、その際に、今のニーズ、保護者のニーズとか、それから施設の状況を考えていったときには、こういったことが必要ではないかというところまで来たんですけれども、委員会としましては、小学校と使うのはどうなのかということになるだろうと思っております。町の

施策として、この児童館の受け入れ人数を拡大をしようということ、それからファミリーサポート事業も導入していこう、さらに委託か直営かという問題については、教育委員会で議論しても町長部局が運営するということになりますので、直接的な審議ということにはならないのではないかなと考えてございます。

○委員（後藤眞琴） 庁議に教育長も教育次長も出席なさったんですね。（「はい」の声あり）その場合に、この児童クラブの場合は小学1年生から3年生、それから4年生から6年生までもやる方向で考えますっていうのが国の方針なんだよね。その場合に、そういう子供の教育の面も関係してくるんでないかと思って。ただ、預かっていればいい問題ではないですよ。ですから、その辺のところも、今は足りない、数を多くした場合、そこを指導する先生方はどういう具合になるのかとか、これはやはり教育委員会にも関係する部分があるんでないかと思うんですけども。

○教育長（大友義孝） 直接的な部分と間接的な部分というのは考えられるケースだと思っています。ただ、児童クラブに教育という部分を、表面でそれをやっていくと、行っていないお子さんとの関係という部分も本当に考えざる得なくなってくる。今、後藤先生が言われるように、全く向こう任せでいいのかと、そうではなくて、やはり教育委員会としてもある程度、こういった仕組みのようなものが必要ではないかという部分は、意見として述べる必要があるのかなと。そういうふうに感じています。

○委員（後藤眞琴） 例えば、今日、協議事項になっております幼稚園園則ね、その場合に幼稚園で子供を預かってるのは保育の部分がありますよね。それ、必ずしも全部が預かっているわけではないですよ。そうすると、今の児童クラブも全部が行くわけでないですよ。全部が行くわけでないんだけど、一部の子供が行って、そこでどういう保育、教育の部分しているのかって、少なくとも教育の部分では教育委員会は関わってくるんでないかと、僕は考えるんですけども。

○教育長（大友義孝） そちら辺、ちょっと私も分からないんですけども、児童クラブ、それから幼稚園の預かり保育ですね、その部分に関してどの程度教育委員会の教育という部分の方針が入り込めるのかということだと思うんですけどもね。全然無関心ですよ、無関係ですよっていうことは言えないと思うんですけども。だから、その辺の関わり方をどうしていくかということになるかと思うので、なかなか全面的に教育委員会で行っていることではないので、それをどういうふうにしたらいいかって、今ここでなかなか私も結論が言いにくいところでございますけれども。

○委員（後藤眞琴） 僕は、みんなで、この児童クラブの場合の教育の部分はこんなふうに、現状はこうだけれども、それを少しでもいい方向にできないかとかという話はここでしてもよろしいんでないかと。

○教育長（大友義孝） そうですね。もう一つ突っ込んでいくと、その運営を直営でやるか、委託にするかという部分まで今度、踏み込む必要があるので、当然、今、後藤委員がおっしゃられるような形で進めていくことが必要だと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

まだまだ、庁議とかいろいろな部分で出てくると思いますので、こちらからアクションを起こしてまいりたいと思います。

そのほかございませんでしょうか。ちなみに、この資料については非開示資料ということにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、教育長の報告、以上で終了させていただきます。

日程 第3 報告第19号 令和2年度美里町議会9月会議について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第3、報告第19号 令和2年度美里町議会9月会議について報告をいただきたいと思います。では、教育次長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） お疲れさまでございます。

それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。資料は、事前にお配りしているちょっと厚めの資料になります。これの、1として書いてございますけれども、美里町議会9月会議についてということでご説明させていただきます。恐縮ですけれども、座って説明をさせていただきます。

資料につきましては、お目通しいただいたとは思いますが、9月議会として9月1日から9月18日まで開催をさせていただきます。それで、お付けした資料が日程表とあとは9月会議の議案ですね。関係する補正予算につきましては、皆様に事前にご説明をさせていただいておりますので、内容についてはご存じかなというところで考えてございます。資料につきましては、教育委員会の部分だけではなく、特別会計も含めてお付けをしているというところでございます。

それで、資料の1の（2）とインデックスをつけている部分なのですが、一般質問が8名の議員からございまして、教育委員会に関連する部分ということであれば、順番として5番目の

村松秀雄議員、新中学校建設についてということで、基本的にこれは建設課で対応した部分ということになります。これが出てございます。あとは、順序が7でございませけれども、福田淑子議員からコロナウイルス感染症予防対策についてというところ。あと、一番最後、8番目でございますけれども山岸三男議員から教育行政についてということで質問をいただいているということでございます。

それで、その裏から、一般質問答弁メモということで、これは全ての議員の分をつけているというところでございますが、まず36ページ、下に36ページとありますけれども、お聞きいただきたいと思っておりますけれども、村松秀雄議員から新中学校建設についてということで、PFI事業についてということで、PFI事業の応募の進捗は、スケジュールに変更はないのかというようなご質問をいただいております。これからの今後の流れですね、これをご説明して、あとはスケジュールにつきましては予定よりもちょっと遅れていますよという答弁が建設課からあったというところでございます。

あと、2番目として、地元業者との業務関係はどうなっているんだという部分と、あとは土地の取得について問題はないのかと、あとは環境アセスメントについてはどうかというようなご質問をいただいて、それぞれ回答を建設課からしているというところでございます。

次のページに、跡地の関係の質問も出ておりますけれども、これは防災管財課の部分ということになります。現在のところまだ具体的に進んでおらないということをお返しているところでございます。

続きまして、またずっと飛びますが、64ページでございます。

これは、コロナウイルス感染症の関係でして、64ページでございますが、学習の遅れと習得に差が生じていると思われるが、対策はどう講じているのかというところのご質問をいただいて、これは教育委員会からでございますが、学習の遅れに対する対策といたしましては、小学校、中学校ともに年間指導計画の見直しや学校行事の精選、規模を縮小することにより授業時数の確保を行っております。あとは、学習の習得に対する対策といたしましては、児童生徒の習熟度に応じた課題の提供を行っております。中学校においては、9月から開催する放課後学習会で学習の機会を提供する予定ですというところで答えてございます。

続きまして、学校における新型コロナウイルス感染に関する衛生管理マニュアルについて、教育委員会、学校長会などではいつ、どう確認したかというご質問をいただいております。これに対しては、教育委員会事務局では令和2年8月7日、宮城県教育庁スポーツ健康課長から通知された電子メールによる文書で確認しております。学校には、その文書を電子メール

で送り周知しておりますということで答えてございます。

その次でございますけれども、上記の事項を実施するための人員の増員は必要であると思うがどう考えているかということでございましたが、これに対しましては消毒等の作業において人員の増加は必要であると考えており、今回の9月会議に必要な費用を補正予算として提案させていただいておりますということで、これはスクールサポートスタッフということで予算を計上しているというところで答えてございます。

あとは、山岸議員の部分ですが、69ページでございます。

これは、ICTに関する各ご質問をいただいているというところでございまして、初めに小中学校に配置されるタブレットのパッケージ内容ということで質問をいただいております、国の仕様を満たしたGIGAスクール用iPadパッケージを採用しますと。パッケージは、タブレット端末本体、キーボード、保護カバー、教育用ソフトという内容になりますということでお答えしてございます。

あとは、校内情報通信ネットワーク整備等構築業務の計画がされている内容で、学校内での活用を満たせるのかということで、今回計画している内容で活用を満たせるのかというご質問がありましたが、これにつきましては、校内情報通信ネットワークにつきましては、校舎内で全児童生徒が一斉にインターネットに接続し、容量が大きい動画再生等を行った場合でも支障のないよう整備いたしますということで、最大負荷がかかる大きな容量でもちゃんと動くように設定をすると、支障がないようにするというように答えているというところでございます。

あとは、令和3年2月に納入とのことだが、操作や活用方法はどのように考えているのかということにつきましては、これの操作、活用方法については納入時に教職員を対象に説明会を開催して説明をするということで答えてございます。

最後になりますが、授業で活用するには先生方の研修やスキルアップを図ることも必要と考える。また、児童生徒への利用指導は、というご質問でございます。これにつきましては、教育委員会でも教職員の研修やスキルアップを図ることは必要であると考えておると。児童生徒への利用指導につきましては、今後検討してまいりますということで、今後学校の意見を聞きながら、あとは実際に今後学校の環境を整える業務とあとは1人1台端末を購入するという業務を一括して契約する予定にしておりまして、事業者が今後決まっていくということになりますので、そういう事業者の意見も聞きながら進めていくというようになるところになるということでございます。

いずれ、今年度中にハード面、ソフト面含めて、しっかりと来年の4月1日から使えるよう

な、家庭環境も含めまして、そういうことで進めてまいるというところで回答しているというところがございます。

一般質問はこれで終わりでございます。

続きまして、1の(3)ということで、これは監査委員からの意見書ということで頂いているものでございまして、監査委員からこのような意見書が出されているというようなところがございます。

続きまして、1の(4)でございます。

これは、令和元年度の決算を、今回決算議会ということで審査をしていただいております。その審査をする際に、まずは大きく言うと議会から行財政・議会活性化調査特別委員会に付託して調査をしたと、審議をしたということでございます。

2つの分科会を設けて、そこでここに書いてあるような議案について審査をしていただいたと。これは、最終的な報告でございまして、原案可決とか認定ということで審査結果が書いてあるものでございます。

下から裏面にかけては、その他特別委員会からの意見ということで、裏面まで続いているというところございまして、特に教育委員会としての指摘はございません。

それで、その次のページでございます。

これは、行財政・議会活性化調査特別委員会決算審査分科会報告書ということで、これは2つの分科会ですね、総務、産業、建設分科会、もう1つが教育民生分科会ということで、教育委員会においては教育、民生分科会で審議をいただいたということでございます。

その裏面から、まずは総務、産業、建設分科会の委員長から委員長に、行財政・議会活性化調査特別委員会の委員長宛てに報告したものでございます。

それで、まためくっていただきまして、裏面でございますけれども、教育、民生分科会から委員長に報告をしているものでございます。

意見につきましては、ここに6つほどございますが、教育委員会に関する部分は、1の歳入についてという部分でございまして、収入未済額の解消に向け、なお一層対策を強化されたいということで、給食費であったりそういうものの未済額をしっかりと解消していく必要があるんじゃないかという部分がここにも入っているというところでございます。

それで、また進んでいただいて、ちょっと上に決裁欄があるもので、1号様式と書いてございますけれども、これは行財政・議会活性化調査特別委員会の決算審査の内容を記録したものであるということでございます。ちょっと細かい資料になりますが、実際の審査は、議員、出席委員

がしまして、あとは教育委員会のほうで、今回は基本的に係長職以上、あとは記録者ということでそこに参加いたしまして、いろいろな決算に関する質問を受けてその内容について説明をするというようなところで進めたということをごさしまして、資料として参考までにおつけしているというところでございます。

内容につきましては、以上でございます。

今回は、新型コロナウイルスに関連する補正予算がございましたけれども、それについても全て認めていただいているということでございますし、決算についてもお認めいただいたというようなところでございます。

ただ、分科会の中で、一番強く話をいただいたのが、給食費の職員等の未納がございまして、やはりそういうものはあってはならないというようなこともお話しいただきまして、それについてはしっかりと現年度中に対応すべきであるというようなところでございます。保護者がいいというわけではないのですが、特に、教員等であれば、それはしっかりと納めていただくことが大事なのではないかということで、これは強い意見ということでいただいてございまして、それを受けまして今後しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

私からは、報告として以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

9月議会の内容について報告いただきました。委員の皆さんから、ご質問等ございますればお伺いしたいと思います。ありませんでしょうか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、報告第19号 令和2年度美里町議会9月会議についての報告を以上で終了させていただきます。

日程 第4 報告第20号 美里町総合計画再審議会について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第4、報告第20号 美里町総合計画再審議会について報告をお願いします。では、教育次長をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 続けて、ご説明をさせていただきます。

資料につきましては、お配りしている3番目になります。

美里町総合計画審議会についてということで、インデックスで3の(1)からということでご覧いただければと思います。座って説明をさせていただきます。

先日、総合計画の審議会、最終の会が開催されました、全体会ですね。それで、その中で審議会からの答申案というものが審議されているというところでございます、それが今皆様のお手元にお配りしているものでございます。その、審議会のときに、多少修正等がございまして、それを含めたものということで、これをお渡ししているということでございます。これ、9月23日に審議会の委員長から町長に対して答申ということで手渡したものと同じものをおつけしているというところでございます。

これは、基本的には基本構想部分ということと、ページ1枚めくっていただくと、まず、はじめにというところがございまして、目次の中でございますけれども、はじめにというのがありまして、その後に基本構想、基本計画ということで構成されてございます。

それで、教育委員会に関する部分でございますけれども、目次の裏面でございます。政策1の教育の振興から始まりまして、政策の2の教育環境の整備というところでございます。この2つの政策と。あと施策につきましては5つですね、施策の1から施策の5ということで、載せてございます。

その内容につきましては、17ページからですかね、16ページに全体の体系がございまして。こういう体系、5つの章から成り立っているうちの第1章、これが教育委員会に関する部分でございます。それで、その後から、次のページから第1章、生涯を通して学び楽しむまちづくりということで、ずっと入りまして、19ページからその内容が記載されているというようなところでございます。

この内容につきましては、以前もお渡ししたものがあありますが、教育振興基本計画と整合を取っていく必要があるということもございまして、資料でいくと3の(4)、一番下のちょっと小さい表になりますけれども、これが美里町総合計画、美里町総合戦略と、あとは第2期美里町教育振興基本計画の政策・施策・計画事業一覧表(案)ということで書いてございますけれども、このような体系で考えてございまして、この内容が基本的にこちらの本文のほうにそのまま入っているというようなところでございます。ちょっと細かい部分、計画事業の部分はちょっと抜けている部分もあるのですが、現状と課題につきましては、ここに載っている、失礼しました、計画事業の内容もそのまま載っております。

それで、これをたたき台に、今後、教育振興基本計画をしっかりとつくっていくというところになっていくのかなというところでございます。

あと、この内容につきましては、若干の調整をした上でパブリックコメントをかけていくということになります。そのパブリックコメントを経て、あとは施案になっていくというようなところがございますので、ちょっと、どれだけ今後この辺に対する意見が反映できるかというのはちょっと難しいところがあるのですが、一応審議会を経て、こういう形で施案になっておりますので、この内容を見ていただいてもお気づきの点があればおっしゃっていただいて、その件については事務局である企画財政課に話はしたいなと思っております。ただ、内容をなかなか大きく変えるということは、現時点ではちょっと難しいのではないかなと思っております。

あと、教育委員会で今後、教育振興基本計画をつくらなければならないというところがございますが、まずは事務局のほうで素案をつくらせていただいて、それを基にいろいろ協議いただいて定めてまいればなと思っております。

あと、資料につきましては、3の(2)が、これは各部会からの報告ということで、教育文化部会、教育委員会に関する部会でございますけれども、これから始まりまして、保健医療福祉部会というものと、産業振興部会というものと、生活環境部会というものと、あと最後になりますけれども総務行政部会というのがございまして、ここでそれぞれ審議を行った結果を書いているというところでございます。

あとは、3の(3)でございます。これは、各部会の委員からこのようなご意見をいただいております。それで、基本的に、この本文につきましては国の教育振興基本計画を参酌して構成しておりまして、あとは今の町の教育振興基本計画をベースに今回構築をさせていただいております。それで、頂いた意見を全て本文に盛り込むということにはできないのですが、これらにつきましては、実際事業を展開していく中で非常に参考になる部分もございますので、これらについては各担当と共有して、しっかりと取り入れるとか検討するとかそういうことで対応してまいりたいなと思っております。いろいろな意見をいただいて、非常にこちらにもない視点で頂いた意見なんかもございますので、ちょっと丁寧にこれを取り扱っていく必要があるのかなと考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

教育委員会では、これまでも総合計画に関して内容を委員の皆さん方に確認をしていただいたりさせていただいたわけがございます。そして、最後に審議会から町長のほうに答申があったわけございまして、これからいろいろ今度は町民の皆さんへのパブリックコメントなんか

もこれから必要としているわけですね。そして、最終的に決定していくと。もちろん、基本構想に当たる部分については議会の議決事項でもあるということでございます。ただ、教育委員会としては、これと今次長から説明があったように教育振興基本計画とイコールになるかどうかちょっとまだ今のところ分かりませんが、教育大綱ですね、町長がつくるべき教育大綱、こちらのほうに進んでいくことにもなっていくということでございます。この件につきまして、ご質問ございますでしょうか。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 質問ではないんですけども、ちょっとこれ、昨日、おとといですか、一読させていただいて、言葉遣いがちょっと気になるところがあるんですけども、そういうことの修正みたいなものはこれから可能なんですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それは可能であると思います。ただ、パブリックコメントに付す前のほうがそういう言い回しであればよろしいので、ちょっと確認をしてよろしければ、急ぎになりますけれども、そういうところは教えていただいて、そして事務局に話をして、その辺の修正はできるのではないかなと思ってございます。

○教育長（大友義孝） せっかくですからね。いろいろとご指摘いただいた部分を、いただいたほうがいいなと思います。

よろしいでしょうか、委員の皆さん方。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、もし、今、後藤委員からもありましたように、あれば、お伝えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、以上で総合計画審議会についての報告を終了いたします。

それでは、これより日程第5、日程第6と入るわけでございますが、報告第21号の区域外就学についてと、報告第22号のいじめ防止・不登校対策及び生徒指導の8月分については、非公開となる案件ではないかなと思います。

お諮りをいたします。非公開ということで、会議をさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、委員の皆さんからご同意をいただきましたので、日程第5と日程第6は非公開とさせていただきます。

では、秘密会は以上で終了させていただきまして、これより公開ということになりますが、その公開会議の前に休憩を挟みます。5分間くらい休憩させていただきます。ではあその時計で50分から開始ということにさせていただきます。よろしくお願いします。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時50分

○教育長（大友義孝） では、休憩を解きます。再開をさせていただきます。

日程 第7 報告第23号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） これより公開の会議となります。

日程第7、報告第23号 基礎学力向上等について、報告をお願いいたします。阿部先生、お願いいたします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 皆様お疲れさまです。

では私から、2点につきまして報告をさせていただきます。座らせていただいております。

1つ目は、前回も話題にさせていただきましたが、2学期制導入についての教育委員会から保護者への説明資料の通知の第1稿についてです。第1稿作成いたしましたので、ご確認いただきたいと思いました。

タイトルは、ちょっと長いんですけども、今回保護者に宛てて、中身を読んでいただければ趣旨はご理解いただけるかなとは思ってはいるんですが、タイトルを読んでいた際に、現在の学校では新学習指導要領というもののベースとなる、学校の教育活動のベースとなる指導要領が完全実施されるという大きな変換期にあるということがまず分かっていただきたい。その中であって、子供と先生方の両方にとってゆとりと達成感というものがしっかりとある教育活動を実践するために2学期制が必要であるということ、タイトルからまずは分か

っていただきたいということで、記しております。

内容につきましては、いろいろとまた、委員の先生方からご意見いただきまして、最終的にまとめて、10月28日という目標の設定をしておりますけれども、一応諸事情で遅れる状況も考えられますが、11月の頭には配布をしたいと思います。

本日、追加の資料として、Q&A集を作成するに当たっての質問内容を書いたものをご提示いたしました。これも、先ほどの説明通知と同時期の10月末には発信したいと考えています。同時に発信したいと思っております。

本日、教頭会がありまして、各校でこれを見てもらってご意見をいただきながら、回答を含めて完成させていきたいと思っております。特に、保護者の目線に立って、保護者が抱くであろう心配や疑問を想定して、できるだけ分かりやすく作成したいと考えておりますので、まず、質問内容につきまして委員の皆さんからも、こんなところはどうかというご意見、ご指導をお願いできればと思っていたところです。今日になってしまっ大変申し訳ございませんが、そういった内容でございます。

今後は、10月16日に教務主任協議会を開催いたしまして、来年度の想定授業時数等を今試算してもらっていますので、それを出し合っ、課題を洗い出していきます。ここがはっきりしないと分からないとか、ここはどうなっていくんだとか、そういったところを一つ一つ潰していきまして、長期休業日等の設定について、決定させていくと。そして、町内で統一すべき行事の調整を行っていきます。ただし、学校管理規則のほうは、次年度はそのままにして、暫定で行ってみて、令和4年度に正式に改正していくというふうにしてまいりたいと考えているところです。

そういった内容を基に、12月の中旬までには教育委員会から保護者への第2回の配信を行いたいと思っております。学校では、その後保護者説明を行っていただくというような流れになっております。

次に、2つ目は、令和2年度の美里町肥満調査についてです。

今回、健康診断がちょっと所定の例年実施する時期にできなくて、最終的に集まったのが8月でしたので、学校開始後2か月くらいの様子となります。

最初に、昨年までのデータの一部の修正点が見つかってしまいまして、その点を修正させていただきたいんですが、表の2ページ目と4ページ目のところに、正、正しいと書いたところが正しい数字でございまして、前回提示というのは昨年度提示した資料のデータが間違っているということでございます。それをちょっと発見してしまいましたので、今回併せて修正した

上でご提示をさせていただいております。大変申し訳ございませんでした。

考察をお読みいただいで分かるように、小学生の肥満傾向というは男女とも予想どおり増加していました。これは、過去4年間の中で最も高い率だったですね。コロナ禍で運動機会が少なくなって、室内での活動が増えたということが、間違いなく影響しているだろうと。それが、小学生に特に表れていると考えられます。それに対して中学生では、成長期という部分もあつてか、身長が伸びる時期でもあると思うんですが、多少男女で違いがありました。ただ、6月から部活動も開始しているという部分の影響ということも考えていくと、小学生と比べて肥満という率の増加はやはり抑えられているのかなと感じます。ですが、総合的には前年度から2.4%増加しているということです。これが多分マックスで太ってしまっている状態なのかなと思いますので、これ以上にはならないだろうと。8月31日に養護教育会議の際に、このことを共有いたしまして、改めて健康チェックと日常的活動という部分の充実ですね、やはり体をしっかり動かせるような、軽い体操を含めてですね、そういうのを心がけていくようにしたい、してほしいということです。それから、今後9月以降、10月と活動がいろいろと学校ごとに盛んになります。なので、少しずつ子供たちのそういった肥満傾向も改善されていくのではないかなという部分も期待できます。ただ、もう既に横になっていることが習慣化してしまったような子供さんは、やっぱり生活習慣の改善をしないとずっとこのまま行きそうなところがあるので、個別指導をしっかりとしてもらえるように今後また伝えていきたいと思います。

以上、私からの報告でした。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

肥満率がアップしているという結果のようです。どうぞ、委員の皆さんからご意見頂戴したいと思います。後藤委員お願いします。

○委員（後藤眞琴） 意見じゃないですけども、新学習指導要領完全実施に向けて、保護者にお知らせするものの2ページ目に、方策2の最後の、なお、1学期終了後に秋季休業期間を数日設定しとなっていますけれども、来年は1日だけですよね。そうすると、この文章の意味の含みは、来年度は1日ですけども、これからいろいろ考えて数日になることもありますよという意味なんでしょうか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 来年度は10月の第2週の月曜日がスポーツの日でお休みということがおおむね決定しているようだと思うんですけども、そうしますと1日プラス休みを入れて、土、日、月、火と4日間取れると、連休で、そういう想定です。（不規則発言あり）この辺の詳しいところを、会議が、教務主任者会議である程度決定させて、年間の具体的

な、目で分かるような日程表を作っていきたいなと思います。

○委員（後藤眞琴） よろしくお願ひします。

○教育長（大友義孝） 成澤委員。

○委員（成澤明子） 内容は十分だと思いますが、レイアウトの仕方で、やっぱり保護者の方の多くの人にちゃんと読んでもらうことが大切だと思います。タイトルなんですけど、2学期制の導入等についてお知らせというのを大きくして、下のほうにやや、これくらいの字でいいと思うんですけども、新学指導要領完全実施に向けて、私、教員も書かなきゃいけないのかなと思って、書かない場合は、子供たちがゆとりと達成感のある学習活動を実践するためにとやればいいのかなと。でも、教員を入れるのであれば、このまま、子供たちと教員と、ゆとりと達成感のある教育活動を実践するためにとやってもいいんですけども。そのほうが見やすいのかなと思いました。（「ありがとうございます」の声あり）タイトルです。

それから、その、はじめにところの下から……5行目なんですけど、行事の準備に追われながら授業を行う状況は、子供たちと教員にとって大きな負担となっていますという、嫌々ながらやっているような感じなので、そこを例えば、大きな問題となっていますぐらいでされたらどうなんでしょうかと思いました。

あと、後ろの方なんですけど、方策が1と2とありますけれども、やっぱり方策1の2学期制の導入というところ、それから夏季休業短縮というところも少し文字を大きくしたほうが、保護者の方は見やすいのかなと思いました。

もう一つあります。おわりにのところで、おわりにの3行目ですね、この機会を捉え、真の学力（学ぶ力）という、何か今はじゃあ真の力をつけていないのかなという、ちょっと。この機会を捉え、さらに学ぶ力を身に着けさせるとともに、などと言った方がいいのかなと思いました。検討していただければと思います。（「貴重なご意見ありがとうございます」の声あり）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。いいですか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） そこをまた検討してまいります。より分かりやすく、保護者の方々に。

○教育長（大友義孝） 大森委員さんに、できたら見てもらったほうが。

○青少年教育相談員（門脇 宏） ぜひよろしくお願ひします。

○教育長（大友義孝） インパクトが大事。

○委員（大森真智子） 忙しいお母さんたちだと、大きい文字のものから入るので。

○委員（成澤明子） 私も2行になったら、何のことだろう、ああそうか、2学期制の導入なの

ねって分かったので。思いました。保護者の目線です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 成澤委員さんの、この内容が最初の子供たちと教員にとってゆとりと達成感があるっていうことの内容なんだけれどもね、ですから教員のほうを取っちゃうと後のほうも（「ああ、そうですね」の声あり）書き直さなきゃならないので、そこは入れていたほうがいいだろうと思います。

○教育長（大友義孝） 教育委員会にとっては何も変わらないけれども。

これから、10月の28日頃を目途に、保護者の皆さんに周知をしていく考えでありますということです。そこで、10月28日というタイミングなんですけれども、後ほど協議をいただきます自己点検評価の、これ出来上がった後の関係なんですけれども、どうしても町長への報告と、それから議会の報告、議場での報告の前に議会の全員協議会で報告することになるんですね。そうすると、12月の上旬が12月会議、議会なので、11月中には自己点検のほうはしなければならぬと。さらに、2学期制の関係についてもこれから議員の皆さんの説明はもちろんなんですけれども、町長に対しての説明も必要になってくるということなので、まず、少なくとも町長、議会に説明をした後に保護者の皆さんにこの周知をしたいと考えていました。聞くところによりますと、10月下旬頃に全員協議会を開かなければならない案件もあるような話をちょうどしていますので、そこにはこの2学期制の部分では話をできるかと。ただ、自己点検は間に合わないのもう一度やらなくてはならないということにはなろうと思います。そういう流れで、今、進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、阿部先生から報告がありました、この大きく2つの案件でございますが、委員の皆さん、どうぞご意見等いただければと思いますが。留守委員、どうぞ。

○委員（留守広行） 別にこの2学期制を出す内容云々じゃないんですけれども、休業日、いわゆる学校の休みの日、試算で今回出ている日数かと思うんですが、これから継続的に授業日数確保のためにいろいろ試算を考えていただいたほうがいいんじゃないのかなと。常に、学校現場では日数日数ってもう、時間時間ってということで頭がいっぱいかと思うんですよ。極端に言えば、休みを減らすのは子供たちにとっても残念なことなんですけれども。やはり、試算、この休業日については常にもう確保するために、先生方にはもう試算のほうを、試算情報のほうを委員会に上げていただきたいという願ひでございます。

以上です。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 一番微妙なところで、今後夏季休業日を、ここには試算の

上で3日間の短縮ということで、ちょっと隣近所の市町の情報の中での推定なんですが、数が、授業数が出てきたときに、次の、これから先のやっぱり、おっしゃったとおり年度も考えながら、いつでも、今回は少なくなった、多くなったじゃなくて、ある程度余裕を持ってできるように、3日間がもしかするともう1日増えるということも考えられるかなとは今のところ思っています。

○教育長（大友義孝） 留守委員のご意見、できる限りもっと多めに取れば一番いいんでしょうけれども。検討させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。この基礎学力向上のほうに関しまして。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、日程第7の基礎学力向上等についての報告は終了させていただきます。

協議事項

日程 第8 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について

○教育長（大友義孝） これより協議事項に入ります。

日程第8、美里町心身障害児就学指導審議会への諮問についてでございます。

では、伊藤先生お願いいたします。

○特別支援教育専門員（伊藤 淳） それでは、美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について、これからご協議いただきたいと思います。

まず、簡単に説明をさせていただきます。

今、肥満調査の次の資料、2枚になります。大変申し訳ないんですけども、1枚目、宛て先のほうなんですけど、心身障害児の「害」の字が間違っておりますので、別に出しました資料と差し替えをお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは、説明をさせていただきますので、あらかじめお渡ししてましたこちらのファイルをご覧ください。

44名の子供さん、今年度の審議の対象として上がってきています。44名分とじさせていただきます。どのお子さんでもよろしいんですが、一番最初のお子さんでよろしいかと思えます、3の1、教育相談票をご覧ください。

6枚ほどめくったところです。その中で、12番の項目があるんですけども、学校それから保護者の合意、うちの子供を特別支援学級に入れていいですよ、学校でもそう考えていますよと、合意が図られたお子さんについてだけここに上がってきます。原則として、合意が得られない場合には上がってはきません。それを受けて、学校での判断になるわけですけども、合意なされていますからそのとおりなんです、それが……13のところになります。最終的には、15番の教育委員会の判断で特別支援学級入級あるいは転籍が決まるわけですけども、その前に14番として審議会の判断というのが入っているわけです。これは何かといいますと、ちょっと2枚ほど戻っていただきまして、運営規則を閉じてありますので、このところ、その前のページですね、運営の条例のほうです、審議会条例の第1条の2をご覧ください。審議会は前項に規定する重要事項に関し、教育委員会に意見を述べるができる。教育委員会から意見を求められれば意見を述べるができる。そのための諮問ということになります。今年度もこれまでどおり同様にとじていました2枚の資料、まず1枚目のほう、教育委員会から審議会のほうへ諮問をします。そしてそれを受けて、予定では10月21日、審議会が開かれます。そこで、調査、判断をしまして、答申の形で2枚目の資料ですね、この鑑をつけてお答えするという形になります。それをご覧いただいて、最終的に教育委員の皆様判断をいただくという流れになります。

今日、協議していただきたいのは、そのような流れで今年度よろしいか、諮問するかどうか、簡単に言えばそういうことになるかと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今年度は、44名のということでございます。教育委員会から審議会に諮問しなければ、審議会は開かれないということになりますので、このとおり諮問することに関しまして皆様方のご理解をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

既に、特別支援教育コーディネーター等の会議の準備もしているところでございます。その中で段取りをして審議会に持っていくということなんです、いつものことなんですけれども、先ほど伊藤先生が言われているように保護者の同意、それから病院の結果、こちらがすぐ審議会までに間に合うかどうかというところもございまして、その辺注意しながら、審議会に諮問させていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

では、後ほどこの資料については回収をさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり) ありがとうございます。

それでは、協議事項の1つ目、日程第8の審議会への諮問についてはご理解をいただいた、承認をいただいたということでございますのでよろしくお願いいたします。

日程 第9 美里町学校給食運営審議会への諮問について

○教育長(大友義孝) 続きまして、日程第9、美里町学校給食運営審議会への諮問について、協議をさせていただきます。では、事務局から説明をお願いいたします。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長(三浦徳夫) 学校給食を担当しております三浦と申します。よろしくをお願いいたします。

では、私から、皆さんのお手元にある資料、学校給食費の改定についてという資料があると思うので、そちらをご覧いただきたいと思うんですけれども、今、美里町の学校給食費なんですけれども、幼稚園が235円、小学校が271円、中学校が333円という単価としてやっているんですけれども、現在食材価格等の上昇等で、おかずにかけられる金額が少なくなってきておりまして、それに伴って栄養量の低下がちょっと課題となっております。この件について、美里町学校栄養士会というものがあまして、各学校の栄養士とこちらについて協議をずっとしてまいりましたけれども、改定が必要だというような見解に至りました。栄養士からの報告を基に計算した資料というのが、3枚目に令和3年度給食費算定資料というのがございます、こちらをご覧いただきたいと思うんですけれども、こちらちょっと見づらいところもあると思うんですが、左側に食品群ということで、上から小麦粉及びその製品となって、その右側に平成26年度の1キロ当たりの平均価格、その隣が令和元年度の平均価格が記載されております。令和元年度の価格を基に、各幼稚園、小学校、中学校の必要でグラム数、こちらを掛けて単価を出しますと、幼稚園では135.04円、小学校で167.09円、中学校で218.79円という金額が必要となるんですけれども、これが副食、おかずの分の金額となります。そして、その表の下の方に行きまして、ちょっと小さくなっている主食って書いてある、これご飯とパンの平均価格のことを記載しております。幼稚園だと47.33円、小学校ですと58.89円、中学校で66.74円。その下に牛乳の価格ですね、幼稚園ですと125ミリとちょっと小さいサイズを使っております。こちら49円となっております。小中学校は同じ200ミリで、こちら45.98円。これを全て足して、消費税を掛けますと、幼稚園で24

9. 88円で、小学校で293.72円、中学校で358.03円となるんですけれども、こちらに、今回の改定に必要な金額なんですけど、この最近の物価上昇等のことを勘案しまして、五、六円すぐ一回上げてまたすぐ上げなきゃならなくなるために、少し物価上昇の分を勘案しましてこちらの金額、幼稚園ですと255円、小学校300円、中学校365円といたしました。

1枚目、またちょっと戻っていただきたいんですけども、参考までにこの1枚目の真ん中より少し下のところに、平成26年度と令和2年度のご飯・パン、主食費と牛乳代の価格の差を一応記載しております。この五、六年でこちらの金額が上昇しております。主食費は約10円近く上がっておりますし、牛乳も4円ほど上がっております。これで、おかずにかける金額が13.6円減っているんですけどもおかずの副食費の価格もどんどん毎年値上がりしているというような状況なので、どうしてもこちらの改定、やむを得ず必要かなという見解に今回至りました。

そして、こちらの改定につきましては、美里町学校給食運営審議会のほうで話し合いたいと思っております。こちらのほうに諮問したいと考えておりますので、どうぞ皆様の協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

諮問書については、2枚目の（「そうです」の声あり）ということによろしいですね。（「はい」の声あり）

どうぞ、委員の皆さん。前に、教育委員会の委員の皆さんには、こういったことがあって去年は据え置きをさせていただいたので、今年度はいろいろと調査をして検討していかなくてはならないというお話をさしあげておりました。教育委員会で内容を全部詰めることもできないので、審議会のほうに諮問をしていいかどうか判断していただく、そのために諮問するという流れなんですけど、この額で、改定単価で諮問するということになるわけですね。（「はい」の声あり）分かりました。どうぞ、ご意見、ご質問お願ひしたいと思ひますが。

特になければ、この諮問内容で諮問させてよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただ、事務局、これ、年間の、保護者さんから頂く単価が改定になると、条例改正も必要になってくるので、配送面も含んで用意してくださいね。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫）　そうですね、こちらのほうではこの諮問を、来月諮問させていただいて、その答申を基に11月くらいに教育委員会で報告をさせていただきたいと思っております。その後は、条例改正ですね。条例と規則の改正をさせていただきたいと思っております。

○教育長（大友義孝）　どうぞ、段取りよくお願いします。（「はい」の声あり）ありがとうございました。

では、日程第9につきましては、諮問することに同意をいただきました。ありがとうございます。

日程 第10 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

○教育長（大友義孝）　続いて、日程第10、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について協議をさせていただきます。では、どうぞ、事務局から説明お願いいたします。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　それでは、私から説明をさせていただきます。

資料につきましては、渡している厚い物の2の部分になります。ちょうど真ん中あたりになりますので、そちらをご覧くださいと思います。座って説明をさせていただきたいと思います。

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書（案）ということでございます。これにつきましては、前回はちょっと修正箇所が分かるようなものを見ていただいたところでございますが、それを反映した案文を今回ご覧いただいたというところでございます。あと、その本文の後に、小さい字になってございますけれども、資料ということで法令チェックシートというものがございます。それで、2つが1つになっている部分でございますけれども、これにつきましては、ちょっと作業が遅れておまして、まだどこを直したかというのを見てもらっていない状態でしたので、修正した部分分かるように黄色でマーキングをして、挿入した部分は赤字、削除した部分は横棒ということで整理したものを今回お出ししているというところでございます。

まず、この内容でよろしければ、これをちゃんと見え消しの部分に分からなくというか、整

文化しまして、本文とこの資料を併せてこれを評価委員会に点検していただくというか、意見を聞くという流れで進めさせていただきたいなというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

前回の教育委員会で、いろいろとご協議をいただいて、修正箇所があれば委員会に頂戴をするということでもございました。若干の変更をさせていただきながら、今度は法令のチェックシートもつけさせていただいたと、そういう内容です。もしよければ、このまま今度は点検・評価の外部の委員会ですね、そちらにお諮りをしていく、委員会の活用を図るということなんです、自己点検・評価委員会の活用を図るということなので、そちらに出していきたいということでもございますが、もしこれでよろしければこの形で出したいと思うんですけどもいかがでしょうか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、早速、点検・評価の部分について、評価委員会の召集の段取りをさせていただきます、今度は委員の皆さんに、評価委員のほうをお願いを申し上げていくということにさせていただきますと思います。ありがとうございました

日程 第11 美里町立幼稚園園則の全部改正について

○教育長（大友義孝） では、次にまいります。

日程第11、美里町立幼稚園園則の全部改正について説明をさせていただきます。青山主事をお願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、続きまして協議事項としまして、美里町立幼稚園園則の全部改正について協議をさせていただきたく存じます。着座にて失礼いたします。

資料につきましては、事前に配付さしあげております。一番表の部分、こちらについては供覧票の部分でさせていただいております。上に令和2年9月28日開催、教育委員会定例会資料というものでおつけさせていただいているところでございます。

先日の定例会におきまして、こちらの園則につきましては概要のご説明をさしあげていただいた次第でございます。今、現状の課題、それにおいて改善すべき内容、どういった段取りで

持っていくか、そういったところにつきましては事前にご説明をさしあげた次第でございます。

今回につきましては、そちらを例規の形としましてお示しするものでございます。なお、前提としましては、教育総務課で一度素案をおつくりさしあげ、その後総務課のほうで審査をいただいた、文書法令係という専門の部署がございまして、そちらで審査をいただいた結果という形で今お示しさせていただいているものでございます。

実際の例規の例規案につきましては、ちょうど3ページ目からになります。

美里町立幼稚園園則をここに公布する、そこはあくまで素案、今の原案という形でお示しをさせていただいているところでございます。多少、総務課のほうで修正が入ったところではございますが、大枠につきましてはこちら元の意向に沿うような形でいただいております。

なお、今後、今回協議をさせていただき、その後正式に審議という形の段取りで考えておりますが、前回ご説明させていただきました町長部局に関する事務につきましては、現状としての方向性は前回申し上げさせていただいたとおり補助執行という形で、町長部局からの協議を今後いただくというような方針で現状想定しております。こちらについては、総務課と既に協議済みというところでございます。

今回、一応内容を改め、この内容でいかがかと協議をさせていただいた上で、その内容を基に改め今後の方針、修正事項がありましたら修正の上で、最終的に教育委員の皆さまにお話しさせていただければと思いますので、現状、こちらの素案を基にこれでいかがかという形で協議をさせていただければと思っている次第でございますので、何卒、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

前回は引き続き、いろいろと今度は整理をした部分について今報告がありましたが、委員の皆様方、規則を事前に見ていただいていたと思いますけれども、何か気になる場所ありますでしょうか。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 気になる点、ちょっと、説明をお願いしたいんですけども、第5条の第2項ですね、幼児を入園させようとするときは、その保護者が支給認定書と併せて幼稚園の入園の出願をしなければならないということで、この支給認定申請書は町長に提出しなきゃならないとなっています。そうすると、これ、具体的にこの幼稚園の入園手続の説明の場合に、基本的には教育委員会教育総務課ですと。この支給認定申請書の扱いを、ちょっと先ほどの説明よく聞き取れなかったんですけども、それを町長部局でするっていうこと。

○教育総務課主事（青山裕也） 条例上の扱いとしては町長部局でございます。ただ、現状、入園出願の前提としてこの支給認定というのをお取りさせていただいている事務がこちらで行っておりまして、結局入園願書と支給認定を保護者から一緒にこちらの管轄するところに提出していただく、それによってこちらがその入園願書と支給認定の整合を取れるように一括管理しておるといふ現状でございますので、それが町長部局からこちらができるように補助執行を今後行っていきたいという趣旨になります。

○委員（後藤眞琴） それは、補助執行しなきゃできないものなんですか。

○教育総務課主事（青山裕也） 原則、今、その支給認定の条例自体は町長部局に、町長に提出するものとなっておりますので、どうしても町長の権限をこちらの事務として行うのであれば補助執行を行うというのが、一応紐づけとして必要ではないかと考えてございます。

○委員（後藤眞琴） 手続としては、これ幼稚園の保護者のことを考えた場合に、支給認定申請書と幼稚園の入園手続の書類、それを一緒に教育委員会教育総務課で預かって、この申請書を町長部局に送付すれば、補助執行なんかしなくても済むんでないかなと。ただ、それが教育委員会の教育総務課で仕事量がいっぱい増えるんだったらまた別ですけどもね。今までやってきたことですからね。だから、何もわざわざ補助執行なんかしないで、話し合っ、こちらでやって送付しますっていうことで手続上済むんじゃないですかね。

○教育総務課主事（青山裕也） おっしゃるところは承知ではあります。ただ、その点で、例えば今現状、保育所のほうですね、こちらの支給認定を行っているのは子ども家庭課という部署でございます。そちらに送付ということであると、結局今あちらが管轄しておるのは保育所であることが前提でございます。実際、児童さんの情報に対する詳細な管理というのはあくまで保育所の児童さんに関する管理でございます。幼稚園に関する児童さんの管理は、あくまで教育総務課が行っている事実がございますので、仮にあちらに依頼をさしあげ、あちらで確認といいましても、最終的にはやはり入園される幼稚園のお子さんの情報との最終確認、整合性を取るといふ事務がいずれにしても発生してしまうところは重々こちらも承知はしておりますので、その辺を考えますとあちらに依頼をさしあげたところで、結局はこちらで最終確認をしなきゃいけないという段階が来るのではないかと見込んでおりますので、それであれば最初の時点で入園願書と併せてこちらで処理してしまったほうが二重の事務にはならないのかという見解でございます。

○委員（後藤眞琴） そうすると、補助執行の意味はどういうことに。

○教育総務課主事（青山裕也） 補助執行自体は、本来法令上は町長部局が行うべき事務をこち

らの教育総務課でできるように、その補助執行というものを行うことでこちらに事務をすることができるといふ権限を移すというものです。

○委員（後藤眞琴） その権限だけを移すという意味の補助執行、職員を移すんでなくね。（「そういう意味ではなく」の声あり）それだったら結構です。補助執行の意味を勝手に取っていました。どうも失礼しました。

○教育長（大友義孝） 補助執行を教育委員会で受けるんだから、人もつけてもらうのが原則なんですけれどもね。本来は。

○委員（後藤眞琴） それ、解釈の問題で、この場合、人はつけなくて権限だけをもらうというような形でできるといふこと。（「そうです」の声あり）じゃあ、それだったら。あくまでも、保護者が二重に手続するんだったら、かなり面倒になりますよね。分かりました。

○教育長（大友義孝） 支給認定申請書っていうのは、あくまでも首長宛ての申請書になるわけだね。認定証の通知、決定通知はこの幼稚園の入園許可証と別につけなきゃいけないんですね。これは、町長名で許可するっていうんだね。ただし、その権限は教育委員会に持たせていただきますと、そういうことでいいですね。（「大丈夫です」の声あり）じゃあ、整理がそういう形だそうです。

そのほか、ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） なければ、早速次の定例会になりますか、議案ということで提案をさせていただきます。改めて議案ということで提案させていただきます。よろしく願いいたします。

また1時間経過しました。では、休憩を入れます。少し頭を休ませて、45分からということにさせていただきます。

休憩 午後3時37分

再開 午後3時42分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。よろしいでしょうか。

日程 第12 美里町教育委員会における請願の取扱いに関する規則の制定について

○教育長（大友義孝） 協議事項の、日程第12です。美里町教育委員会における請願の取扱いに関する規則の制定について協議をさせていただきます。これは、事務局、青山さん、いいですか、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） 協議事項、日程第12、美里町教育委員会における請願の取扱いに関する規則の制定について協議させていただきたいと存じます。説明については、着座にて失礼いたします。

まず、資料としましては、事前配付しておりますものでございます。表題としましては、美里町教育委員会における請願の取扱い、失礼しました「に」が抜けておりました、申し訳ございません、取扱いに関する規則の制定についての概要説明にというものを入れさせていただいているところでございます。

本件につきましては、それ以降に、あくまで今の案という形でこちら事務局側でお作りさせていただいたものをつけさせていただいているところでございます。今回、その内容についての協議という形でさせていただきたく存じます。

本件につきましては、従来、教育委員会の中で、その必要性の是非についていろいろと議論を交わされた次第でございます。今、現在、こちらの請願の取扱いに関する例規の整理状況としましては、町長部局に関するところで1つできているというものでございます。現状、既に頂いている請願取扱いについては、そちらの町長部局の請願処理の規則、または議会関連の例規と照らし合わせた上での回答としておりますが、教育委員会としての請願処理というのはどうかというところの議論が出ていたところもございましたので、改め今回、今現状こちらの想定できるものをお示しさせていただければと思っております。

まず、1枚目の概要、こちらにつきましては、既に委員の皆様ご承知のところを改め整理させていただいたところでございます。従来の問題点から、実際の最終的な流れの想定というところ、ここまでを入れさせていただいているところでございます。特に、括弧の4つ目、請願処理の流れというところにつきまして、従来の流れを改め、教育委員会に報告、審議をかけていくというところを一つの流れとしてお示しさせていただいている次第でございます。今までの流れを改め整理したものとご覧いただければと存じます。

また、資料2枚目につきましては、現状の素案という形のお示しでございます。なお、こちらを作成する過程におきまして、いろいろと情報収集しかり、町長部局の総務課ですね、こち

らとの意見のすり合わせをある程度させていただいているところもございます。総務課とは、現状の町の請願処理規則、そことのある程度の整合性を取った上、かつ教育委員会のやはり意思表示として、最終的には審議をするという教育委員会部局において必要な手続、これを内容として盛り込ませていただいている次第でございます。

なお、3枚目以降につきましては、今までお話に出た部分もございますが、町の関連規則であり、あとは実際教育委員会の請願処理規則というものの、全国的にこちらを調査させていただきまして、本件を作成するに当たって参考にさせていただいていた市町村、こちらを実際に挙げさせていただいております。その上で、今回改めお示しをさせていただきたく存じます。委員の皆様からいろいろご意見を伺わせていただいたところございまして、改め、この請願書規則のほう、精度の高いものにしていきたく存じますので、その点改め協議をさせていただきたく思います。よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

資料、請願法とかいろいろな部分についてもつけていただいたところですが、いろいろ見ていただいていたと思うんですけども、ここの部分でご意見頂戴したいと思うんですがいかがでしょうか。ないでしょうか。まず、私からというよりも。委員の皆さんから。（不規則発言あり）ないでしょうか。後藤委員、お願いします。

○委員（後藤眞琴） これ、請願法っていうの、これが親規程で、これに違反するようなことはしてはならないわけですね。そうすると、これは第2条では請願者の氏名、住所、文書でこれをしなければならない、押印というのは入ってないんですね。それから、第3条、この請願書は請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならないとなっている。それから、第4条にこういう規定、請願書が誤って前条に規定する官公署以外の官公署に提出されたときは、その官公署は、請願書に正当な官公署を指示し、又は正当な官公署にその請願書を送付しなければならないと。間違っって受け取ったところが、正しいところに送付しなきゃならない、こういうふうになっている。そうすると、できるだけ請願する者、この法律の第1条にある場合、請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによるとなっている、と。僕の解釈だとできるだけ請願しやすいようにという請願法だと思っただね。そして、今回考えていただいたものを、その請願法にのっかって読みますと、第2条はこれいろいろほかのものも参考にしてくれてくれたと思うんですけども、請願は請願書により美里町教育委員会教育長を通じて行わなければならない、このように制限するわけですね。これはなくてもいいんでないかって考えます。それから、町の請願処理規則は、これは押印の上、町

長に提出しなければならないと、この請願法では先ほど申し上げましたように官公署にとなっているんですね。その所管する官公署にと。それで、町のほうでもこの請願法よりももっと規制する、範囲を狭めているわけですね。だから、その辺のところは、法令係の人にも相談しなきゃならないと思うんですけれども、できるだけ、先ほどの繰り返しになりますけれども、請願法の意味を酌んだものにしたほうがいいんじゃないかと思しますので、僕としては第2条の第1項は要らないし、押印というのも取ってもいいんじゃないかと。それで、町のほうでは、町長に提出しなければならないけれども、町長にしなければならないのか、あるいは教育委員会教育総務課にしてもあるいはいいのか、そういうことを、これをいろいろ工夫なさって案を考えてくれたと思うんですけれども、読んでそれを、感じを受けました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

まず、ご意見を伺った上で、あとは整理をしていきたいと思えますけれども。いかがでしょうか。

では、まず一つ確認したいと思うんですけれども、今、後藤委員から言われたように、請願法という法律がある、それにできるだけ請願を出しやすい形に整理していかなくてはならないのではないかと、確かにごもっともなお話だと思っております。それで、確認したい点は、まず一つは美里町の請願処理規則というのがあるんですね。これは、どうしても町長部局のものだけであって、それ以外の行政委員会には適合しないという解釈でよろしいですかね。

○教育総務課主事（青山裕也） 現状、初期の協議の段階では、そのような解釈は取られております。ただ、今後改め、こちらの意見を含めさせていただいた上で、再協議させていただきたく思いますので、その際改めあちらと意見というのを調整したく思っております。

○教育長（大友義孝） ということであるならば、1ページに示されたように、あくまでも町長部局における請願処理という解釈なので、これに従ってやったとしても準拠処理の形式にしかならないから、規則で教育委員会も請願処理規則を定めたほうがよいという流れになるということですね。

私は、よその行政委員会のことは言う権限はないのですが、いろいろな行政委員会が町としてはあるんですけれども、今のところはない形なので、教育委員会という行政機関がつくるということは初めてのことになってくるということになります。であるならば、請願法が前提にあるわけであると思しますので、今、後藤委員から言われたように、第2条の第1項の部分ですね、これはなくてもいいんじゃないかという趣旨でございます。さらに、押印という部分、最近印鑑の使用という部分も大分見直しがされて、今後くる形のような流れがあるのかな

と思っておりますので、なくてもいいんじゃないかという理由は重々分かります。それから、第2条の第1項に、美里町教育委員会教育長を通じて行わなければならないというところと、3条のところの処理の部分で、教育長は前条の規定による云々と、だから教育委員会の会議において報告をしなければならないんだよと、2条の1項がなくても教育長が提出するということになるんですが、それで構わないということで解釈はいいのか、この辺について。一つ一つ今見ていったわけですね。それから、1回は教育委員会の会議で報告しますがけれども、その中で委員会は今度は慎重に審議しますよという流れになるということですね。

○委員（後藤眞琴） これね、言葉遣い、慎重というのは、審議の意味、審議する意味にちゃんと慎重にしなければならぬという意味が入っているんですよ。（「そうですね」の声あり）だから、慎重にはなくても。

○教育長（大友義孝） なくても。丁寧に丁寧に重ねたという。請願書を審議するものとするとなりますよね。（「はい」の声あり）

そして、4条は、必要があると認めるときは提出者の説明を求めることができますよと。ただ、これを決めるのは教育委員会で、説明を必要とするかどうかということ的前提を決めるということですよ。

そういうところの整理なのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。実際、今は、ここにいると受け取る側でものを見るんですけども、出す側の目で考えたときにどうか。（「本当にそうですね」の声あり）こういったところが、ちゃんと理にかなった、請願法の理にかなった形になっているかということをもう一度確認して。もし、そういったところ必要のないところは削除し、あわせて可能であればこういった形で次はちゃんと審議していただくことにさせていただきたいと思うんですけども。

○委員（後藤眞琴） あと、請願の提出の、第2条の第2項を取ることにした場合ね、2項が第1項になりますよね。（「そうですね」の声あり）そうすると、その場合、この、記載し、誰それに提出しなければならないということになりますよね。（「そうですね」の声あり）その誰々にというのをどうするかというのが。請願法では、所管する官公署にこれを提出しなければならないとなっているんですね。その部分。

○教育長（大友義孝） 所管する官公署という部分の解釈ですよ。教育委員会なのか、教育委員会事務局なのか、教育長なのか、ということですよ。

○委員（後藤眞琴） その辺のことを法令の係の人とね。

○教育長（大友義孝） 確認をして。青山さん、よろしいでしょうか。今のところ、誰に提出す

るのという部分が、請願法は官公署へとなっていますから、その官公署の扱いを見ると今言ったように教育委員会に提出するのか、教育委員会教育長に提出するのか、教育委員会事務局に提出するのか、その整理がきちっとできればいいということですよ。

あと、3条の部分に触れますと、会議に報告する義務が発生するのは教育長ということで読み替えていますね。そういう解釈。あとは、第3条の2項は請願書を審議すると。審議の中身は、審議という部分には慎重に行うということが前提に入っているということだから、あえて慎重という文字は要らないと。

それから、第4条の部分については、説明が必要なお伺いしますよということですね。

第5条の部分については、陳情とか嘆願等、請願に類するものということがあるんですけども、これは準用しますよということですね。準用規定。

そういう流れなんですけど、委員の皆様方、一応法令担当のほうと再確認する場所が、確認する箇所がありますけれども、そういった整理の仕方よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、そういう形で整理をして、次回は審議をいただくということにさせていただきたいと
思います。よろしく願いいたします。

それでは、日程第12については終了させていただきます。

日程 第13 団体からの質問について

○教育長（大友義孝） 日程第13、団体からの質問についてでございます。

それでは、これを協議していきたいと
思います。説明は、どうでしょうか。教育次長、説明しますか。（「簡単に」の声あり）じゃあ、教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） お配りした資料の、厚い物の2枚目に、一番最後に連絡事項ということで書かせていただいております、団体からの質問についてということで、8月定例会でご協議いただきましたが結論が出なかったため、9月定例会でご協議いただくこととなります。その際、それぞれのお考えを述べていただく必要があると考えておりますのでよろしくお願いいたしますということで、ご連絡をしておりました。前回、回答するかしないかを含めて、いろいろご議論いただいたのですが、結論的にはなかなか

か出なかったので、今回その対応についてご協議いただきまして、どう対応するかというところが決まればなと思っているところでございます。

あと、今日、追加資料で、教育委員会宛てに令和2年9月24日付で美里町まちづくり会議代表から意見交換会の開催について提言ということで頂いてございます。これについても関連いたしますので、ご協議いただきたいというところなのですが、ちょっと今日お渡ししてすぐというところで大変恐縮なのですが、内容的には中段以降でございます、要望の内容ですね、ちょっと読み上げさせていただきます。「新しい教育委員会制度における教育委員会は、ご存じのように、教育行政の専門職集団である教育委員会事務局を代表する教育委員会教育長と、これを教育に関しては素人である多様な住民の意見を反映する4人の教育委員で構成されています。教育委員は住民にとって教育行政について一番身近な存在であるべきだと言えます。言い替えると、教育委員は本町の教育行政を住民目線でチェックし、住民の意向を反映させる立場だと言えます。教育委員の皆さまが住民の立場で考えるためには、もっともっと多様な考えの住民との意思疎通が図られるべきだと思います。ついては、この町の教育について、住民と意見交換する場を設けることを提言しますので、ご検討の上ご回答ください。」ということで、最後に住民と意見交換する場を設けることを提言するというところでございます。こちらについても、併せてご協議いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、後から提言があった部分もあるわけですが、まず最初の部分ですね。これは、一番最初が、今年の4月2日に頂いた質問に対して、教育総務課長から状況報告をした上で回答が5月29日に回答している。その受理をした質問者からは、回答が書かれていない回答書なので、それについてもう一度回答してくれという質問があった。それに対する回答をどうするかという流れですよね、確認すると。一番最初の部分については何だったのかというと、質問が3つあったんですね。それを振り返ってみると、確認をする意味でお話ししますが、質問の1つ目はこれは地方自治法1条の2に違反しているということです。2つ目は、教育基本法の第16条に違反している。3つ目は、教育基本法の13条の趣旨に反していると。その3つが大きくあったわけですね。それに対して、回答した部分については、そういうことではありませんよということを回答さしあげた、抵触しているとは思われないんだけどもと。それを見た質問については、解釈の仕方といいますか、再質問を頂戴したということでもあります。教

育次長から今説明があったように、なかなか絞り切れなかったので、今回委員の皆様方の考えをまとめて今回しましょうということになりましたので、委員の皆様方のご意見、考え方をお聞きしたいと思っております。では、どうしましょう、成澤委員、どうぞお願いします。

○委員（成澤明子） この町の教育について、住民と意見交換する場を設けてほしいということだと思えるんですけども、例えば何かに、学力に特化するか、肥満に特化するか、あるいは問題行動に特化するかといった、何にも別に特化しないで総合的にといいますか、教育全体について意見交換をする場を設けたらどうかという提言だと思えるんですが、設けるといっても美里町全体で1つの会場なのかとか、あるいは新中学校を造る計画を立てるときに住民の皆さんと話し合ったときは、何日も何日もかけて、会場も住民の方が集まれるような会場、保護者が集まれるような会場、それから生徒とか高校生とかが意見を述べられるような会場といった場にして、そしてその意見をいろいろ聞いたわけなんですけれども、あれも長い時間と多くの場所が必要だったと思います。それで、今回このように言われた場合に、住民の皆さんも、じゃあ何のことを話し合うのというのが一つ出てくると思います。もし、教育委員会で教育について懇談会をしますよといった場合、そういう意見が出ると思いますし、今まさにコロナ禍についていろいろ言われているときですので、なかなか集まってやるっていうのは勇気のいることだと思いますから、私はその2つのことで無理ではないかなと、何かもっと別な機会というか、もっとちゃんと考えた場を設けないと、これは実現は難しいだろうと思います。

○教育長（大友義孝） 成澤委員、もう一つ、今のは、今日頂いた（「そうです、これについて」の声あり）その前のやつもある（「提言ですか」の声あり）提言じゃなくて再質問……この件についてもあるんですけども、回答をしたほうがいいのかということになるのか、それとも、これまでは全部回答出しているんですけどもね。

○委員（後藤眞琴） 今、成澤委員、提言のほうを先にありましたので、それをやって、あとの次に……。

○教育長（大友義孝） そうですね。今日頂いた提言のほうを先にするというので。成澤委員からは、今、言われたように、ちょっと大きな視点なんですよ、この提言のことについてね。ちゃんと整理をしないともうすぐ現状では無理なのではないかということです。留守委員、いかがでしょうか。

○委員（留守広行） やはりテーマを、もしこういうテーマで意見交換会したい、したほうがいいのかというのを掲げていただければ、まずやるにしても、すればと思います。ただ、やっぱり成澤委員もおっしゃるとおり、今コロナウイルスの蔓延しているこの時期でございますので、

やはりこういう多人数の集会を催すというのはちょっと難しいというか、無理な状況下でないのかなとは思いますが。ですから、いろいろな方法があるかと思いますが、そういう方法、こういう方法でという提案があれば、出していただきたいなというところがございます。

○教育長（大友義孝） 大森委員、どうですか。

○委員（大森真智子） 一番はやっぱり、このコロナ禍の中、不特定多数というか大勢の方と意見交換会という場を設けるのに、物理的にどこまで可能なかっていうのが、ちょっとまず不安だなということが1点と、それから成澤委員がおっしゃったようにやはりテーマが見えないというところですね。恐らくなんですけど、今まで請願を出されてきたものをまとめて聞ければというような場にしたいというようなニュアンスで私は捉えているんですけども、そういうことであれば、書面が直接の場に替わっただけというか、こちらとしては真摯に回答をしてきたということもありますので、状況としてはそういうふうにはリスクを背負ってまで開催する直接の意見交換会というのに価値を見いだせるものなのかなというのは1点ありました。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。後藤委員。

○委員（後藤真琴） この提言の文中なんですけれども、これ美里町教育委員会殿と教育委員会宛てになっていて、この第3段落のところの「新しい教育委員会制度における教育委員会はご存じのように教育行政の専門職集団である教育委員会事務局を代表する教育委員会教育長」となっていて、僕は法律を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を何回も読んでいますつもりなんですけれども、教育委員会教育長は、教育委員会を代表するとなっていると思うんです。そうすると、この文面からは教育委員会教育長を外した教育委員会の4人とお話ししたいというのか曖昧ですので、その辺のところの確認もしていただければと思います。今、3人の委員のご意見をお聞きしまして、やはりコロナ感染拡大防止のためのことをまず第一に考えなければならぬだろうと。今しばらくコロナ感染の様子を見てしたほうが、もしするんだったらね、したほうがいいんでないかと。今、慌てて急いである必要があるのかなと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

委員の皆さんからご意見を頂戴したとおりでございます。この代表の方から頂いた文面を見れば、今、後藤委員がおっしゃられるように、教育委員会事務局を代表する教育委員会教育長というニュアンスで解釈されているんですね、こちらの団体は、代表者の方は。それから、素人である多様な住民の意見を反映する4人の教育委員で構成されているという、地方教育行政の組織及び運営に関する法律をいろいろ見ていただいているんだなとは思いますが、

今、改めて確認をさせていただきますと、教育委員会はレイマンである教育委員と教育長の合議体で形成する行政機関ですね。大所高所から基本方針を決定するわけですが、教育委員会は。それを受けて、教育長が事務局を統括してそして執行していくというのが、これは地教行法に決められていることだと思います。そこで、レイマンというのがどういったことを指しているのかという注釈がついていたのでこの場で述べさせていただきますけれども、レイマンとは単なる素人ではなく、一般的な学識、経験が豊かであり人格が高潔な人であるが、必ずしも教育や教育行政の専門家ではないという意味で用いられているものと、そういう注釈があります。それから、教育委員会は教育行政や学校運営が教員など教育の専門家だけの判断に偏り、そういったことが生じないように、隔たることがないように、レイマンである委員を通して広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度ですと、そういう注釈があります。そして、今言われていたのが、教育委員会の事務局を代表とするということは、事務局というのは皆さんご存じのようにいろいろな組織ありますね、教育総務課なり、図書館もそうです、近代文学館もそうです、それを代表するのが教育長だということ、間違っているところはないと思うんですけども、教育長は教育委員会の会議を総務、会務を総理するということであって、教育委員会の補助機関ではないということなんです、教育長は。

○委員（後藤眞琴） 代表者ってありますよ。

○教育長（大友義孝） それで、構成員であって代表者であるということが地教行法の13条に明確に示されているということですね。会務って何だというと3つあって、1つは教育委員会の会議を主催するということですね。2つ目は、教育委員会の権限に属する事務、それをつかさどるんだよ、事務をちゃんとやりなさいよと。それから3つ目は、事務を統括している、所属の職員を指揮監督しなさいという、大きく3つが会務になっているんですね。ですから、ここにあるように、今後藤委員から言われたように、教育長を外した教育委員なんですかと、教育委員会なんですかという意味合いにもなるし、素人であるという部分については単なる素人ではないという注釈もあるわけですね。そういった部分で、ただ、委員会は住民目線でチェックして、住民の意向を反映させる立場であると、そういう立場であるんだということですね。もともと、そういうのが法律で定められた、教育委員としての部分もあるわけですから、広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映していくというのが原則ですからね。ですから、こういったことからすると、住民等の意見交換をする場を設けることを提言しますという提言、提言というのはこういうことがありますよということで頂いたわけですから、そうですか、ありがとうございますということになるでしょうね。ただ、回答をくださいという、最

後にあるんですけれども、回答すべきものになってくるのかどうかというのは、ちょっといろいろ考えていた部分なんです。今までは、回答くださいって言って全て回答してきたんですけれども、これも回答しなきゃいけないものなのかなって、ちょっと今、考え中です。どうでしょうか。

○委員（成澤明子） 私たちのこの定例会という限られた時間で、しかもいろいろな多様な問題、重要な問題が、時間が足りないくらいの逼迫した中でやっているわけなんですけれども、そうした中でご回答くださいということ、回答願えないでしょうかではなくて回答くださいということは、私たちのことを理解されているのかな、どうなんだろうというのの一つあります。それから、回答されたことについてもう一回ということではないと思います。これ、問題解決とまでは至っていないけれども頂いた回答については互いに理解できるようかなり努力されたと評価していますということが一つですし、それから、皆様方がまちづくり会議の疑問を解消しようと努力されている姿勢を感じておりますと書いてありますので、改めてもう一回再度回答しなさいという言い方はしていないので、そうですかということによいのではないかと私は思います。

○教育長（大友義孝） 書面として、今まで頂いた部分はこちらとして、委員会としてはそういうことを思っただけなんだなということ、こちらでは感じ取ったわけですね。ですから、全然白い状態ではないということですから、それに向けて努力はしてきたということですね。今のところ、前の質問書についても回答しなくてもいいという解釈ですか。そうですね。

○委員（後藤眞琴） ちょっとね。この提言は、意見交換会を開催してくださいというんですね。ですから、それについてどう回答するかっていうのね、意見交換会。これ、先ほど申し上げましたけれども、一応、誤解を含めても、教育委員会はこの事務局を代表する教育委員会の教育長と、あと多様な住民の意見を反映する4人の教育委員で構成されていますというのは、教育長も入るんだって意味にも取れないわけではないですね。ですから、いわゆる教育長プラス4人の教育委員会と意見交換会を開催していただけないかということにもなるのではと思います。それに対して、いや開催は、先ほどお話ありましたようにコロナのことを考え、それからテーマのことを考え、はっきりしていない、だから開催は今ちょっとしなくてもいいんでないかというお話だったかと思うので、その解答はしても何も差し支えないだろうと、開催はコロナのため、いたしませんということによろしいんでないかと思います。

○教育長（大友義孝） これ、町長が今、住民懇談会ということが、もしいろいろな組織とか行

政区などから依頼があったときはそれを受けているわけですね。教育委員会に関わるときは、教育委員会から出席をさせていただいておりますけれども、その場合に教育長だけじゃなくて職員も入りますし、その中に委員さんも場合によっては全員が同席していたって構わないと思っているんですね。ですから、前回の会議のときに、懇談会をやったときに委員さんたちの出席どうしますかって言っていたのもその問題で、ですからあえてこの回答、提言をいただくということは、そういう思いで提言をさせていただいていると思うんですけれども、でも、何ていうんでしょう、わざわざ提言をいただくことなのかなと思ったり、その辺の意味合いがちょっと私には整理がつかなかったんですね。

○委員（成澤明子） 定例でやっていますものね、行政懇談会って。

○教育長（大友義孝） ですから、要望があったときに日程を合わせてやろうということもあったわけですから、その場合はちゃんとテーマを持ってやっているわけですね。漠然とこの町の教育についてと言われたときに、先ほどあまりにも範囲が広過ぎるということもあるので、回答するかしないか、回答くださいですから回答するということになるんですかね。

○委員（後藤眞琴） 開催について、回答くださいっていう意味ですかね、簡潔に言えば。ですから、今お話ししたところ、教育長さんがまとめて、そういうような回答をされても差し支えないんでないかと。

○教育長（大友義孝） 住民の解釈なんですけれども、こういったときにさっき言ったように、大きい意味で全住民と言いたいわけですね。その辺も、漠然と広い意味でという解釈なんだろうかなという部分があるという意見もあるんですね。

ちょっと、中途であります、ここで休憩を挟みます。

休憩 午後4時37分

再開 午後5時00分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

今、まちづくり会議とそれから個人からいただいている部分のご質問とか提言があるわけですが、まず提言の部分から考え方を整理させていただきたいと思うんですが、今までいろいろ委員さん方からご意見を頂戴したところで、やっぱりちょっと考え方を整理して検討して、適切な対処をしていきたいと思うんですが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

適切な対応をしていくということです。つまりは、回答をできるような状況に一応考えていく
ということでございます。ご理解いただけますか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、もう一つ、今まで質問をいただいてきて回答をしてきたんですが、回答の記載が
ない回答だとしてまた質問をいただいている部分の対応です。いかがでしょうか、委員の皆様
方、この回答について。考え方を整理する必要があるんだろうなと思うんですけども、留守
委員、どうでしょう。

○委員（留守広行） この387号についての回答ですけども、素案をつくっていただきまし
て、この内容で回答申し上げていいと思います。

○教育長（大友義孝） 中身もちょっと整理をさせていただくことになると思うんですけども、
そういう考え方で。大森委員はいかがでしょうか。

○委員（大森真智子） こちらで大丈夫かと思えます。ただ、最後に、対応に関して一つ注釈が
ついている部分についてなんですけれども、今までたくさんの時間をかけてこの件に関して考
えてくださったということを考えますと、ここから一つ区切りをというよりは、何か違った目
線で今後は美里町の子供たちのためにご尽力いただけるような形で、ご意見いただけるような
関わり方をお互いにしていけたらいいのかなと思いました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。成澤委員、いかがでしょうか。

○委員（成澤明子） 2人の意見で全てです。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） これを踏まえて、いろいろ、つくっていただければありがたいです。

○教育長（大友義孝） これまで、いろいろ議論していただきました。一番最初に回答した部分
については、ちょっと漠然とし過ぎているというご指摘のような部分にもお見受けいたします
ので、それをもう少し具体的な話をさせていただくということと、それから今大森委員から話
があったような形で、まとめをしていくという考え方で整理をさせていただければと思います
がいかがですか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ、そのような形で取りまとめをさせていただきます。

では、以上でこちらのほうの協議については終了させていただきます。

その他

○教育長（大友義孝） では、その他、3つありますが、この美里町心身障害児就学指導審議会委員の役職変更について、青山さん、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、その他に関するところでもございました、美里町心身障害児就学指導審議会委員の役職変更についてご説明さしあげます。着座で失礼いたします。

本委員会の委員につきましては、これまで人事異動に関するところで今年4月の定例会、9月いっぱいでの任期満了に伴う10月以降につきましては先月の定例会で、それぞれ審議事項という形でご承知いただいているところがございます。この点につきまして、改め、一部おわびさせていただきなさいいけない点がありまして、当該委員でありますこちらに記載の委員さんでございます遠藤純子さんという方でございます。こちらにつきまして、ちょっとこちらの確認不足で大変申し訳ございませんでした、今年の4月1日付で辞令により、実は昇任していたというものでございます。当該委員さんが特に替わるという点でございません。既に、現在の委員さんでございます、併せて今後の委員さんでございますので、その委員さんの役職を改め正式なものをお願いしたいということでございますので、そのような形の変更があるところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ただいま、説明をいただいたとおりでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

続いて、行事予定等について。このとおりでございますので、10月の行事予定、少しずつ戻ってきたようですね。成澤委員。

○委員（成澤明子） 10月の後半に北浦小、中埴小、青生小、小牛田小が芸術鑑賞するんですけども、内容はどのようなものなんですか。

○教育長（大友義孝） 昨年行ってきました佐藤三昭さんの関係で、考えているようです。（「ありがとうございます」の声あり）

よろしいでしょうか。もし、行ける機会があったらどうぞご覧いただきたいと思っております。

では、最後に、10月の定例会の開催予定日です。事務局案がありますか。26日月曜日にする。（「はい」の声）26日月曜日ですけどもいかがですか。大丈夫ですか。

○委員（成澤明子） ちょっと、私は。

○教育長（大友義孝） 難しい。じゃあ、27は……大森委員が駄目だね。28、駄目だね。2

9日はどうですか、木曜日。（不規則発言あり）

○委員（後藤眞琴） 29日で大丈夫です。

○教育長（大友義孝） いいですか、ほかの委員は。じゃあ、29日の1時30分ということに
しますか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） お願いします。29日、木曜日、午後1時30分、南郷庁舎ということ
にさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年9月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後5時10分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年10月29日

署名委員

署名委員
